

消費者基本計画の検証・評価・監視  
施策におけるヒアリング項目について

平成 23 年 5 月 20 日  
消費者委員会

施策番号 60・62（消費者庁・警察庁・金融庁）

今通常国会で審議が進められている法律改正、即ち、無登録業者による未公開株の取引を民事上無効とし、罰則を強化する等の法改正は消費者委員会の提言を受けとめられたものであり、高く評価できる。この法改正をふまえ、被害抑止、救済の実効性をあげるよう求めたい。

その上で金融庁、警察庁、消費者庁に対し、次の 5 点について説明を求める。

- Q 1 未公開株、社債、投資ファンド等の取引被害の現状及びその行政規制ならびに刑事摘発の実情はどうか。
- Q 2 自社の未公開株や社債を発行会社自ら売する場合や、その会社から受託している勧誘業者が売する場合の規制はどうか。
- Q 3 投資ファンドの販売にあたって、プロが加わっているとして、一般消費者、特に高齢者に対し、あたかも利得確実な商品と勧誘・販売して被害が生じている。プロ・アマの規制の見直しは考えられないか。
- Q 4 不招請勧誘の禁止を商品先物取引に本年 1 月から導入したところ、大きな成果があって、この分野の消費者被害が激減したと評価できるようである。この不招請勧誘禁止を他の元本割れのリスクのある全ての金融商品に順次拡大していくことを検討するべきではないか。これが最も効果的な金融市場の適正化になると思われるが如何？
- Q 5 バーチャルオフィスなどのツールが犯罪に用いられ野放しになってきたが、その対策はどうか。

施策番号 69（消費者庁）

- Q 1 食品表示の一元化について、

検討に関わっている各省庁の部署はどこか。また、厚生労働省、農林水産省、消費者庁とで連絡会議が持たれたと聞いているが、状況如何。

一元化の内容についての検討状況如何。また、食品表示の一元化に際して、基本的な考え方を説明していただきたい

今後のスケジュール。

- Q 2 現在個別に検討されている、栄養成分表示、食品の機能性に関わる表示、原料原産地表示などと表示の一元化はどう関わるのか。